

## 農業用施設災害関連事業（継続）

【10（5）百万円】

### 対策のポイント

農業用施設災害復旧事業と併せて、再度災害防止に係る残存施設の改築又は補強を行います。

（災害を巡る現状）

- ・ 我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害をきわめて受けやすい状況下であり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・ 農業の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全並びに農村地域の安全性の向上を図るため、再度災害の恐れがある場合は、災害復旧事業に併せて、隣接残存施設の改築又は補強が求められています。

### 政策目標

災害復旧と併せた、再度災害の防止

< 内容 >

農業用施設災害復旧事業に併せて、将来災害発生の原因となる恐れのある隣接残存施設の改築又は補強を行い被災要因を除去し、再度災害の発生を防止します。

< 事業実施主体等 >

- 1．事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等
- 2．補助率 内地・北海道・離島・奄美：50 / 100、沖縄：60 / 100

（ 激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度があります。 ）

- 3．事業実施期間 昭和40年度～

[ 担当課：農村振興局整備部防災課（03 - 6744 - 2211（直）） ]